

## 平成 17 年度 CDM/JI 設備補助事業 公募要領

環境省では、平成 17 年度「CDM/JI 設備補助事業」を行うこととしています。この公募要領には、本事業の概要、対象事業、応募方法及びその他応募に当たって留意していただきたい点を記載しております。応募される方は、本公募要領を御一読いただきますようお願いいたします。なお、選定された場合には、「二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（民間団体）交付要綱」及び「CDM/JI 設備補助事業実施要領」、（若しくは、「CDM/JI 事業費補助交付要綱」及び「CDM/JI 事業費補助実施要領」）に従って手続き等を行っていただくこととなります。

### 1 . CDM/JI 設備補助事業の概要

#### 1 - 1 目的

我が国の温室効果ガス総排出量は、2003 年度において 13 億 3,900 万トン（二酸化炭素換算）となっており、京都議定書の基準年（1990 年。ただし、HFCs、PFCs 及び SF<sub>6</sub> については 1995 年）比で約 8.3% 増加しています。2008 年から 2012 年までの 5 年間に京都議定書の 6% 削減約束を達成するためには、温室効果ガス総排出量の抑制に資する新技術の開発、普及等の対策が急務となっています。

本補助事業は、CDM/JI 事業を実施する民間企業等を公募により選定し、当該 CDM/JI 事業の実施に必要な経費の一部を補助することにより、地球環境の保全に資することを目的とするものです。

#### 1 - 2 事業の内容

##### (1) 概要

CDM/JI の事業調査等の結果により実現性又は費用対効果が高いと認められた国外における事業のうち、CDM/JI として実施するために不可欠な設備の導入事業等を対象とし、当該 CDM/JI 事業の実施に必要な経費の一部を補助するものです。但し、吸収源事業は対象に含みません。

##### (2) 補助対象事業者（補助事業者）

本事業における補助事業者は、以下の事業者等日本法人（登記法人）を対象とし、国及び地方公共団体は対象とはなりません。

- ア 民間企業
- イ 独立行政法人
- ウ 公益法人
- エ 法律により直接設立された法人
- オ その他環境大臣が適当と認める者

2者以上の事業者が共同で事業を実施する場合には、共同で申請するものとし、その代表者を交付の対象者とします。この場合、代表者を代表事業者、それ以外の事業者を共同事業者とし、両者は共に補助事業者として適正な事業執行に責任を負うこととします。

なお、共同で事業を実施する場合で、設備の導入等を海外法人がする場合、当該海外法人を代表事業者として補助金交付の対象者となることも可能としますが、その場合は日本法人（登記法人）が共同事業者としてクレジット移転、経理その他の事務について一元的窓口となることを条件とします。詳細については、個別に御相談ください。

### （3）補助対象経費

CDM/JIとして実施するために不可欠な追加的設備の導入事業を行うために直接必要な以下の経費が対象であり、当該事業で使用されたことを証明できるものに限り、費目の内容に関する詳細な説明については、別表を参照ください。

- ア 本工事費
- イ 附帯工事費
- ウ 機械器具費
- エ 調査費
- オ 初期調整費
- カ CDM/JI 手続経費
- キ 外国旅費
- ク 事務費

（注）以下の経費は対象となりません。

- ・机、椅子、複写機等補助事業者が通常備えるべき設備備品を購入するための経費
- ・事故・災害の処理のための経費
- ・その他当該補助事業の実施に関連性のない経費

### （4）補助金の交付額

(3)の補助対象経費の総額の1/2を限度とします。なお、本補助金の予算額は総額で20億円となっています。

#### (5) 補助対象となる事業の要件

本事業の補助対象となる案件は、以下のア～ウの3つのタイプとします。

##### ア 事前審査等事業

既に実施可能性調査等の結果に基づき、関係国際機関により定められた様式に基づくプロジェクト設計書が作成されている案件で、指定運営機関等による有効化審査を実施し、CDM理事会に事業を登録するもの、若しくは、JIについてはそれに準ずるものを公募の対象とします。なお、このタイプの案件の補助対象経費は、上記(3)におけるCDM/JI手続経費及び事務費のみとします。

##### イ 設備整備事業

既に実施可能性調査等の結果に基づき、関係国際機関により定められた様式に基づくプロジェクト設計書が作成されている案件で、実際にCDM/JIプロジェクト実施のための設備導入を行うものを公募の対象とします。

なお、このタイプの補助事業者には、当該プロジェクトを通じて取得したクレジットを、その補助交付額に応じて日本国政府の保有口座に移転していただきます。(2.の(9)参照)

##### ウ 排出削減量認証事業

既に実施されているCDM/JI等事業について、指定運営機関等による排出削減量の検証を受け、CDM理事会に認証報告書を提出するもの、若しくは、JIについてはそれに準ずるものを公募の対象とします。なお、このタイプの案件の補助対象経費は、上記(3)におけるCDM/JI手続経費及び事務費のみとします。

#### (6) 補助事業実施期間

原則として、交付決定日から平成18年3月までとします。ただし、やむを得ない事情により予定の期間内に完了できないと見込まれる場合は、所定の手続を行った上で、翌年度まで最大1年間期間を延長することが可能です。

## 2. 補助金の交付等について

### (1) 補助事業者の選定方法

一般公募を行い、選定します。応募者より提出された実施計画書(別添1)、経費内訳(別添2)、クレジット移転計画書(別添3)及びその他提出書類をも

とに、事務局で審査を行い補助事業者を選定し、予算の範囲内において補助金の交付を決定（内示）します。

- 公募に際しての事務局の窓口は、(財)地球環境センター(GEC)です。
- 審査に当たっては、必要に応じて適宜ヒアリングの実施及び追加資料の提出を求めることがあります。
- 守秘義務契約を結んだ外部民間機関へ一部の評価を依頼する場合があります。また、当該外部機関はヒアリング時に同席することがありますので御了承ください。
- 主な審査項目は以下の諸点です。
  - 補助事業の内容が公募要領の要件を満たしていること。
  - CDM/JI 事業としての実施計画が確実かつ合理的であること。
  - クレジット移転計画が費用効率的であること。

## (2) 交付申請

公募により選定された補助事業者には補助金の交付申請書を提出していただきます（申請手続等は要綱を参照していただくことになります）。交付に際しての窓口は、環境省地球環境局地球温暖化対策課といたします。

## (3) 交付決定

環境省は、提出された交付申請書の内容を審査し、補助金の交付が適当と認められたものについて交付の決定を行います。

## (4) 事業の開始について

補助事業者は、環境省からの交付決定を受けた後に初めて補助事業を開始することが可能となります（諸事情により早期開始が必要な場合については個別に御相談下さい）。

補助事業者が他の事業者等と委託等の契約を締結する際に、以下の点に注意してください。

- 契約・発注日は環境省の交付決定日以降であること。
- 補助事業の遂行上著しく困難又は不相当である場合を除き、競争原理が働くような手続によって相手先を決定すること。
- 当該年度に行われた委託等に対して当該年度中（出納整理期を含む）に対価の支払い及び精算が行われること。

## (5) 補助事業の計画変更について

補助事業者は、下記のいずれかに当たる場合は、計画変更承認申請書を提

出する必要があります。

- ・補助対象経費の区分ごとに配分された額を変更するとき。ただし、各区分の配分額の15%以内の流用増減を除く。
- ・補助事業の内容を変更しようとするとき。ただし、軽微な変更を除く。

#### (6) 実績報告及び書類審査等

補助事業が完了したときは、事業終了後30日以内又は翌年度4月10日のいずれか早い日までに実績報告書を環境省あてに提出していただきます。

環境省は補助事業者から実績報告書が提出されたときは、書類審査及び必要に応じて現地検査等を行います。その結果、事業の成果が交付決定の内容に適合すると認められたときは、交付すべき補助金の額とそれに基づく移転すべきクレジット量を確定し、補助事業者に確定通知をします。

#### (7) 補助金の支払い

補助事業者は、原則として環境省から確定通知を受けた後、精算払い請求書を提出していただきます。その後環境省から補助金を支払います。

#### (8) 取得財産の管理等

補助事業の実施により取得した財産(取得財産)については取得財産管理台帳を整備し、その管理状況を明らかにしておくとともに、財産を処分しようとするときは、あらかじめ環境省の承認を受ける必要があります。なお、補助事業により整備された施設、機械、器具、備品その他の財産には、環境省補助事業である旨を明示しなければなりません。

#### (9) 補助事業を通じて取得したクレジットの取扱いについて

当該補助事業の実施により認証排出削減量(以下「CER」、但し、吸収源CDMによるtCER、iCERは除く)、排出削減単位(以下、「ERU」)又は割当量単位(以下「AAU」)を獲得した場合、補助事業者は、以下の要領に基づいてCER、ERU又はAAUを取り扱うこととします。

CER、ERU又はAAUを獲得した場合、その都度、直ちにその旨を環境省に届け出ること。

補助金交付額に応じて、申請時に提出したクレジット移転計画書(別添3)に記載された移転期限までに、次式による量のクレジット(CER、ERU又はAAU)を我が国の国別登録簿上の日本国政府の保有口座へ移転すること。

移転するクレジット総量〔CO<sub>2</sub>換算トン〕＝補助金交付額〔円〕×クレジット移転計画書に記載の補助金千円当たりの移転クレジット量〔CO<sub>2</sub>換算トン/千円〕/1000

上記のクレジット移転手続の全部又は一部が完了した後、10日以内にクレジット移転報告書を環境省に提出すること。

クレジット移転計画書に記載された移転期限までに所与量のクレジットの移転が行えない場合は、環境省にその理由を書面で申し出ること。クレジットの移転不履行について、真に止むを得ない理由があると認められる場合についてのみ、環境大臣がこれを承認するものとする。

但し、下記の理由により、計画された移転量が補助事業により獲得できなくなった場合については、その不足分を他の事業者から得たクレジットで代替して、移転計画書に従って所与量を政府保有口座に移転すること。

1. ベースライン方法論の変更、事業規模縮小等の理由により獲得予測量の減少があった場合
2. 認証・クレジット発行時に指定運営機関・CDM理事会等からの指摘によりクレジット獲得予定量からの減少があった場合
3. その他、補助事業により得られたCER、ERU又はAAUの移転が特に困難であると認められる場合

日本政府保有口座に移転すべき所与量以外のCER、ERU又はAAUを日本法人の補助事業者が得た場合には、そのクレジットの移転先をできる限り日本国登録簿内とするよう努めること。

#### (10) 補助事業者の合併・分割、名称変更又は住所変更等

補助金の額の決定が行われるまでの間（設備整備事業の場合はクレジット移転計画書（別添3）に記載されたクレジット移転期限までの間）に、補助事業者の合併・分割、名称変更又は住所変更等が生じたときは、遅滞なく環境省に報告してください。

#### (11) 交付決定の取消等

次のいずれかに該当する場合には、交付決定の全部若しくは一部を取消し又は変更することがあります。この場合、交付した補助金の一部又は全部について、加算金を含め環境省に返還しなくてはなりません。

補助事業者が、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律及び同施行令その他の法令又は要綱に基づく大臣の処分又は指示に違反した場合  
補助事業者が、補助金を補助事業以外の用途に使用した場合

補助事業者が、補助事業に関して不正、怠慢その他不適当な行為をした場合

交付の決定後生じた事情の変更等により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合

### 3. 公募案内

#### (1) 応募方法

事業の応募に必要な書類を公募期間内に(財)地球環境センター(GEC)へ提出してください。書類は封書に入れ、宛名面に「CDM/JI 設備補助事業補助金応募書類」と赤字で明記してください。

#### (2) 公募期間

平成 17 年 7 月 1 日(金)～平成 17 年 7 月 29 日(金)午後 5 時必着  
(上記期間に予算額に達する応募がない場合には、期間を延長することもあります。)

#### (3) 応募に必要な書類及び提出部数

実施計画書(別添 1)、経費内訳(別添 2)及びクレジット移転計画書(別添 3) 経費内訳は 17 年度分についてのみ作成  
当該 CDM/JI 事業のプロジェクト設計書(写)  
政府への事業承認を行っている場合は事業承認申請書(写)  
当該 CDM/JI 事業の概要を示す資料(様式任意)  
提案事業者の事業内容を示す資料(様式任意)  
直近の決算書類等の財務内容報告書(様式任意)

及び の書類を正本一部及び副本二部を提出のこと(原則として再生紙に両面印刷としてください)。

#### (5) 提出先(本件窓口)

〒538-0036 大阪市鶴見区緑地公園 2-110  
財団法人地球環境センター(GEC) 事業部調査課  
TEL:06-6915-4121 FAX:06-6915-0181  
<http://gec.jp/jp/>  
e-mail:cdm-fs@gec.jp

#### (6) 提出方法

持参又は郵送(郵送の場合は電話による御連絡も併せてお願いします)。  
ファックス及び電子メールでの提案書類の提出は受け付けません。

別表 経費費目の細分について

1 区分	2 費 目	3 細 分	4 内 容
工事費	本工事費	(工事費) 材料費  労務費  直接経費  (間接工事費) 共通仮設費  現場管理費	<p>工事を施工するのに必要な材料の費用で、買入に要する費用及びこれに伴う運搬費及び保管料の合計をいう。材料単価については補助事業者において諸種の物価版、他の類似公共事業の実績等の単価を参考とし、事業実施の時期、地域性を勘案して適正な単価を決定して使用することとする。</p> <p>本工事に直接必要な労務者に対する賃金であり賃金日額及び歩掛かりについては、類似公共事業の実績等を参考とし、事業実施の時期、地域性を勘案して決定する。</p> <p>工事を施工するのに直接必要な経費で、特許使用料(契約に基づき使用する特許の使用料及び派出する技術者等に要する費用)、水道光熱電力料(工事を施工するのに必要な電力電灯使用料及び用水使用料)、機械器具損料(工事を施工するのに必要な機械の使用に要する経費(材料費、労務費を除く。))で類似の公共事業の実績等を参考に決定する。)をいう。</p> <p>以下の費用の合計額をいい、類似の公共事業の実績等を参考に決定する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 工事の施工に必要な機械器具等の運搬、移動に要する費用</li> <li>(2) 準備、後片付け整地等に要する費用</li> <li>(3) 機械の設置撤去及び仮道布設現道補修等に要する費用</li> <li>(4) 技術管理に要する費用</li> <li>(5) 交通の管理、安全施設に要する費用</li> </ul> <p>請負業者が工事を施工するために必要な現場経費であって、労務管理費、水道光熱費、消耗品費、通信運搬費その他に要する費用をいい、類似の公共事業の実績等を参考に決定する。</p>



		一般管理費	<p>請負業者が工事を施工するために必要な諸給与、福利厚生費、事務用品費、通信運搬費その他に要する費用をいい、類似の公共事業の実績等を参考に決定する。</p>
	付帯工事費	土地造成費 搬入道路等 工事費 門、囲障等 工事費	<p>施設整備の付帯工事に要する必要最小限度の範囲で、経費の算定方法は本工事費に準じて算定すること。</p>
	機械器具費		<p>補助事業又は工事の施工に直接必要な機械器具の製作、運搬、据付等に要する経費で、経費の算定方法は本工事に準じて算出すること。</p>
	調査費		<p>工事を施工するために必要な調査、測量、試験及び設計等に要する費用</p>
	初期調整費		<p>施設及び機械器具類の円滑な運転のための試運転、調整作業に必要な経費</p>
CDM/JI 手続経費	CDM/JI 手続経費		<p>有効化審査、CDM理事会への事業登録又は排出削減量の検証・認証に係る費用</p>
外国旅費	外国旅費		<p>事業実施のために必要な外国に出張する旅費</p>
事務費	事務費		<p>設備補助事業にあつては、事業施工のために直接必要な事務に要する費用であつて、共済費、賃金、報償費、国内旅費、需用費、役務費、委託料、使用料、賃借料及び備品費等をいう。</p> <p>事前審査等事業及び排出削減量認証事業にあつては、それぞれの手続を行うために直接必要な事務に要する費用をいう。</p>

設備補助事業に係る事務費は、工事費の金額に対し、次の表の区分毎に定められた率を乗じて得られた額の合計額の範囲内とする。

号	区 分	率
1	5,000 万円以下の金額に対して	3.5%
2	5,000 万円を超え1億円以下の金額に対して	3.0%
3	1億円を超え3億円以下の金額に対して	2.5%
4	3億円を超え5億円以下の金額に対して	2.0%
5	5億円を超え10億円以下の金額に対して	1.0%
6	10億円を超える金額に対して	0.5%